

地域生活支援拠点等整備推進事業に関する報告書

栃木県 佐野市

<目次>

1. 佐野市の紹介	1
2. 事業目的及び実施主体	2
3. 事業の要旨	3
4. 地域生活支援等の整備の種類	4
5. 事業内容	4
6. 必要な機能の具体的な実施内容	6
7. 事業実施の結果及び今後の課題・方針	14

1. 佐野市の紹介

○佐野市について



佐野市は、関東平野の北端、栃木県の南西部に位置しています。

地形的には、北部から北東部、北西部にかけては、緑豊かな森林や美しい清流など自然環境に恵まれた中山間地域、南部と西部は、住宅や産業基盤が集積する都市的地域と農業が展開する地域となっています。

市内には、日本名水百選に選ばれた「出流原弁天池湧水」、万葉集にも詠まれ、かたくりの花が群生する「三轟山」、旗川の源流にあり利根川水系百選にも選ばれ、別名「幻の滝」とも呼ばれている「三滝」、秋山川上流沿いに咲く「ザゼンソウの群生地」、平将門の討伐やムカデ退治伝説で有名な藤原秀郷公が築いたといわれる「唐沢山城」などの自然・歴史・文化的財産が各所にあります。

現在の佐野市は、旧佐野市、旧田沼町、旧葛生町の1市2町が、平成17年2月28日の合併によって形成されました。

○人口と世帯

平成28年1月1日現在	
総人口	121,183人
男性	59,751人
女性	61,432人
世帯数(世帯)	50,101世帯

○現在の事業所の状況（平成27年12月末現在）

- ・相談支援事業所 指定一般2か所（※基幹としても位置付け）
指定特定6か所、指定障害児4か所
- ・施設入所支援事業所 1か所
- ・共同生活援助事業所 15か所
- ・短期入所事業所 4か所
- ・生活介護事業所 5か所
- ・就労継続支援A型事業所 1か所
- ・就労継続支援B型事業所 5か所
- ・就労移行支援事業所 3か所
- ・自立訓練（生活訓練）事業所 1か所
- ・居宅介護事業所 12か所

○障害者数（平成27年4月1日現在）

- ・身体障害者：4,403人
- ・療育手帳：937人
- ・精神障害者保健福祉手帳：821人

○福祉サービス利用者の状況（平成27年9月末）

- ・福祉サービス利用者数：868人
- ・内訳：身体障害者：204人、知的障害者：419人、精神障害者：245人

2. 事業目的及び実施主体等

○目的

「障がいがあっても地域で生活できるように・・・本人に寄り添った支援、地域生活の推進」を検討する。

市内には4つの社会福祉法人があり、居住機能や地域支援機能等を持っているため、委託法人を中心に複数の事業者やその他関係機関が分担や協力・連携して機能を担う体制を創設する。

○事業主体：佐野市（社会福祉法人とちのみ会に委託）

○委託法人社会福祉法人とちのみ会の概要

- ・昭和34年知的障害児の入所施設として誕生。
- ・共生と地域支援を理念に、相談支援事業、入所支援、短期入所、生活介護、就労継続B型、就労移行支援、居宅介護、共同生活援助、自立訓練、児童発達支援、放課後等デイサービス、移動支援、日中一時支援、地域活動支援センターなど佐野市の障がい福祉を中心に担っているだけでなく、老人施設も手掛けています。
- ・今回、当事業に取り組みたいと意思表示するとともに、当事業において検討を進める中で、平成29年度中に、市内に、地域生活支援拠点等の機能を組み入れた多機能拠点型の施設「フロム浅沼」の整備を計画しています。

○多機能拠点型施設の機能(予定)

- 相談支援事業所
- グループホーム
- 短期入所
- 居宅介護事業所
- 生活介護事業所
- 就労継続支援 B 事業所
- 児童通所支援（児童発達支援事業所、放課後等デイサービス、・保育所等訪問事業）
- 日中一時支援事業
- セーフティネット拠点事業

3. 事業の要旨

地域生活支援拠点の整備手法としては、市内に、4つの社会福祉法人があり、居住機能や地域支援機能等を持っているため、当初、委託法人を中心に複数の事業者が分担や協力・連携して機能を担う体制を創設する面的体制整備型をイメージしました。

自立支援協議会内に、地域生活支援拠点等の整備専門部会、委託法人に準備委員会を設置し、具体的な内容について検討する中で、委託法人より、多機能拠点型の整備を計画しているとのことから、多機能拠点型と面的整備型の複合型の拠点と変更しました。

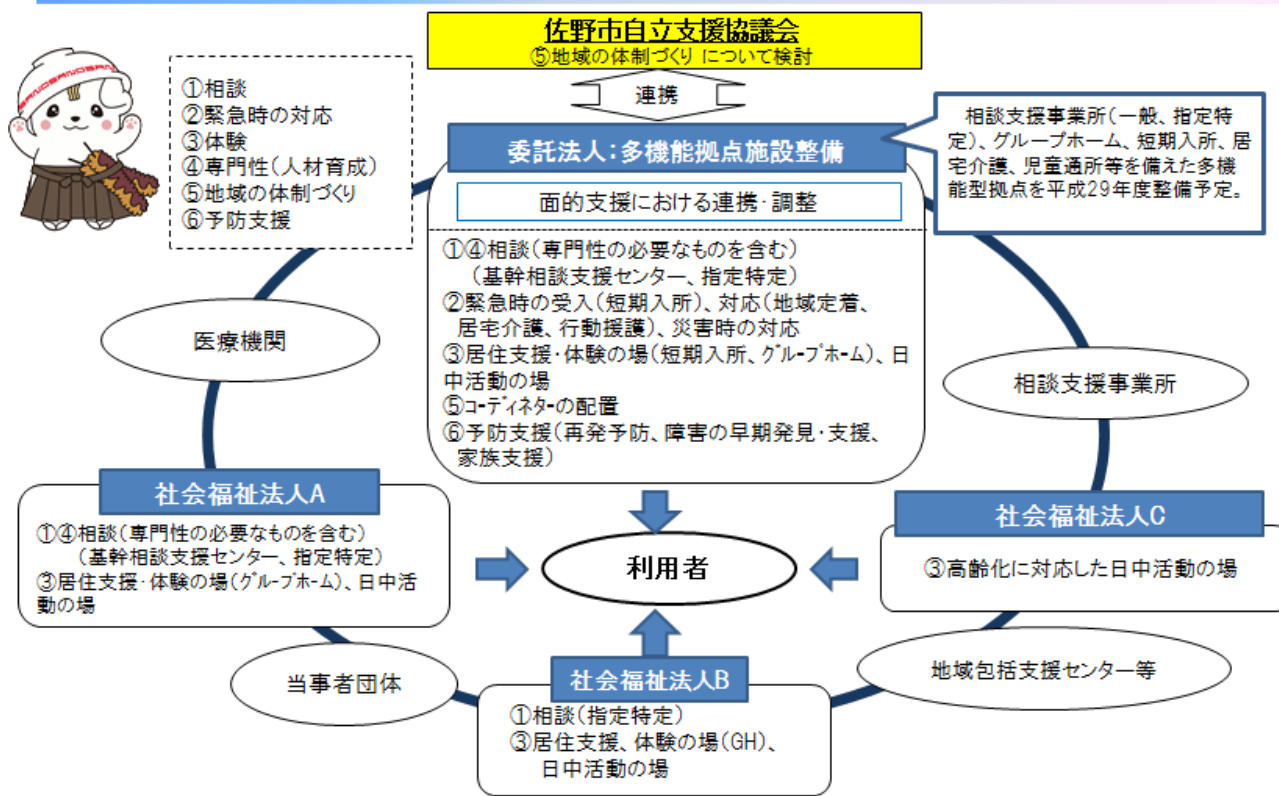
また、必要な機能として5つの機能に加えて予防支援を加えた6つの機能とし、関係団体に行ったヒヤリングやアンケートをもとに、具体的な内容を検討。それをもとに、平成28年度から地域生活支援拠点の整備を目指していくこととしました。

○モデル事業の計画

年度	月	内容
平成27年	10月～	①準備委員会の開催 自立支援協議会専門部会において、地域の課題、必要とされる機能等について検討する。併せて、委託法人（とちのみ会）内にも準備委員会を設置し、事業者間等の役割分担を調整する。
	2月	②関係者への研修・説明会の開催 サービス事業者、相談支援事業者等関係者向けの研修会を開催する。
	3月	当事者、住民向けの説明会を開催する。 自立支援協議会への報告
平成28年	4月～	地域生活支援拠点等として機能できるものから事業を実施。

4. 地域生活支援等の整備の類型：多機能拠点整備型と面的整備型の複合型

○佐野市における地域生活支援拠点の整備の類型:多機能拠点整備型と面的整備型の複合型



5. 事業内容

○準備委員会等の開催

	佐野市自立支援協議会専門部会	委託法人準備委員会
委員の構成	<p><委員 9名></p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者関係団体 4名 ・障害福祉サービス事業所 4名 ・行政機関(市障がい福祉課課長) <p><事務局 4名></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託相談事業所 2名 ・行政機関(市障がい福祉課 2名) 	<p><委員 9名></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関 3名 ・教育機関(市教育委員会) 1名 ・地域委員 5名 <p><事業所委員 11名></p>
開催実績	<p>開催回数：4回</p> <p>平成27年9月29日</p> <p>平成27年10月14日</p> <p>平成27年11月10日</p> <p>平成28年1月14日</p>	<p>開催回数：4回</p> <p>平成27年8月19日</p> <p>平成27年10月7日</p> <p>平成27年11月13日</p> <p>平成27年12月21日</p> <p>この他、事業所内委員会 4回、作業部会 13回開催</p>

○経過と今後のすすめ方

年月	地域生活支援拠点等整備専門部会	とちのみ会
H27 8.	<p>○8月10日打ち合わせ（とちのみ会にて）今後の進め方、内容について確認 ○8月20日打ち合わせ（とちのみ会にて）とちのみ会の準備委員会について確認</p>	
	<p>関係機関との調整、専門部会委員の選定。 協議会委員、幹事会委員、その他関係機関から9名選任。</p>	<p>準備委員会：医療、教育、町会連合会等地域委員9名と事業所委員11人の20名で構成。</p>
9.29	<p>第1回専門部会開催（勤労者会館にて） 地域生活支援拠点について事務局より説明。意見交換。</p>	
10.7		<p>準備委員会開催 地域生活支援拠点について説明。意見交換。</p>
10.14	<p>第2回専門部会開催（東仮庁舎議場にて） 地域生活支援拠点にもとめられる機能について整理</p>	
11.10	<p>第3回専門部会開催（文化会館にて） とちのみ会の整備計画について説明（とちのみ会より）、地域生活支援拠点に求められる機能についてまとめる</p>	
11.13		<p>準備委員会開催 とちのみ会の整備計画について説明 もとめられる機能について意見交換</p>
12.8	とちのみ会、障がい福祉課打ち合わせ（佐野市役所にて）	
12.10	関係団体より聞き取り・アンケート実施	
12.21		準備委員会開催
12.24	とちのみ会、障がい福祉課打ち合わせ（とちのみ会にて）	
H28 1.7	自立支援協議会幹事会（佐野市役所にて）	
1.14	第4回専門部会開催（佐野市役所にて）	
1.22	厚生労働省打ち合わせ（とちのみ会、障がい福祉課、県障がい福祉課）	
2.	整備の方向性、具体的な内容について示す	
2.22		準備委員会最終報告会
2.28	<p>関係者、地域住民への研修会・説明会の開催</p>	
3.18	自立支援協議会幹事会	
3.24	自立支援協議会	
4～	地域生活支援拠点のうち、機能できるものから事業の実施。	
H29 4～		地域生活拠点等を含む地域密着・多機能型施設開所（仮称）フロム浅沼

6. 必要な機能の具体的な実施内容

○検討した内容

障がいがあっても地域で生活できるために・・本人に寄り添った支援、地域生活の推進を検討

- ・地域生活支援拠点等について求められる機能について：国が示した5つの機能に加えて予防支援を加えた6つの機能とし、具体的な内容について検討（関係団体にヒヤリングやアンケートを行ったものなどをもとに）しました。

- ・整備計画：（福）とちのみ会が整備する多機能拠点と地域の事業者等が連携した面的支援の複合型。

①自立支援協議会専門部会

	機能	多機能拠点	面的整備	課題・今後の方針
1	相談	<p>○24時間365日電話相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある方やその家族等からの緊急的な相談を電話で受付、相談内容に対し、適切な助言等を行い、必要に応じて他機関の紹介等を行う。 <p>○24時間365日相談に依りて緊急派遣機能。</p> <p>○単身等で生活する障がいのある方に、地域定着支援を実施</p> <p>○地域の社会資源マップの作成（見える化）</p> <p>○事業所の空き情報の共有、HPの管理更新</p> <p>○指定特定相談支援事業所の支援。</p> <p>○福祉なんでも相談会の実施。</p>	<p>○身近な相談者が、日頃の関わりから悩み事や困りごとを受け止め、支援機関につなげる。</p> <p>相談支援事業所、福祉サービス事業所、ケアセンター、包括支援センター、医療機関、保育園、幼稚園、学校、民生委員・児童委員、近隣住民等</p> <p>○福祉サービスを利用している方</p> <p>⇒各指定特定相談支援事業所に相談⇒指定特定で困難なケースについては、基幹相談支援センター、市に相談。</p>	<p>○支援機関に相談がつながるように理解啓発を積極的に行う⇒地域生活支援拠点、基幹相談支援センター、自立支援協議会</p> <p>○緊急時だけでなく、節目節目で相談できる体制を整える。</p> <p>○相談事例を通して、各関係機関（医療、保健、福祉、教育等）の役割の理解と適切に連携できる体制をつくり、連携を強化する⇒自立支援協議会（協議会・幹事会・専門部会・事務局会議）、地域ケア会議</p>
2	緊急時の対応	<p>○短期入所、日中一時において、病気や冠婚葬祭などで家族が介護できない状況になった場合受入を行う。</p> <p>○緊急時24時間365日電話相談。</p>	<p>○緊急時に利用できる施設等を把握、情報提供する体制がある。</p>	<p>○緊急介入として、利用できるサービスを定期的に確認し、関係機関に情報提供する⇒県、市、地域生活支援拠点、関係機関。</p>

	機 能	多機能拠点	面的整備	課題・今後の方針
2		<p>○24 時間 365 日相談内容に応じて、訪問するなど緊急派遣機能がある。</p> <p>○セーフティネット拠点事業で、日中や夜間における緊急一時保護を行う。○災害時には、拠点施設だけでなく、同法人施設を避難所とし、障がい特性への対応、相談を行う。</p> <p>○緊急時、居宅介護、行動援護の利用ができる。</p> <p>○緊急対応したケースはケース会議を行い、再発予防に努める。</p>		
3	体 験	<p>○グループホーム、短期入所施設を利用して、福祉サービスの利用を体験する機会や場がある。</p>	<p>○グループホーム、短期入所施設を利用して福祉サービスの利用を体験する機会や場がある。</p>	<p>○体験として、利用できるサービスを定期的に確認し、関係機関に情報提供する⇒県、市、地域生活支援拠点、関係機関。</p>
4	専門性 (人材育成)	<p>○国・県が行っている研修に積極的に参加し、地域の支援者に還元できる機会がある。</p> <p>○相談事例の検討を行う中で、必要な研修を企画、実施する。</p> <p>○強度行動障害への支援ができる体制が整っている。</p> <p>○医療ケアが必要な方への支援ができる体制が整っている。</p> <p>○高齢障がい者の対応</p>		<p>○緊急時対応した際には、ケース会議を行い再発予防に努める・・・相談事例を通して、各関係機関（医療、保健、福祉、教育等）の役割の理解と適切に連携できる体制づくりにつながる。</p> <p>○地域包括ケアシステムとの連携⇒市、基幹、地域生活支援拠点。</p>

	機能	多機能拠点	面的整備	課題・今後の方針
5	地域の体制づくり	<p>○拠点にコーディネーターが配置</p> <p>○佐野市自立支援協議会への参加</p> <p>○地域ケア会議への参加</p> <p>○緊急対応したケースは、ケース会議を行い、再発予防に努める。</p> <p>○地域生活支援拠点での相談事例をまとめ、活動報告を毎年行う。</p> <p>○強度行動障害への支援ができる体制が整っている。</p> <p>○医療ケアが必要な方への支援ができる体制が整っている。</p>		<p>○相談事例を通して、各関係機関（医療、保健、福祉、教育等）の役割の理解と適切に連携できる体制をつくり、連携を強化する⇒自立支援協議会（協議会・幹事会・専門部会・事務局会議）、地域ケア会議。</p> <p>○地域生活支援拠点の認知度向上への取り組み。</p> <p>○地域生活支援拠点等についてのアンケートやヒヤリング等を実施する。</p>
6	予防支援	<p>○緊急対応したケースは、ケース会議を行い、再発予防に努める。</p> <p>○二次障害予防の支援体制が整っている。</p>		<p>○相談事例を通して、各関係機関（医療、保健、福祉、教育等）の役割の理解と適切に連携できる体制をつくり、連携を強化する⇒自立支援協議会（協議会・幹事会・専門部会・事務局会議）、地域ケア会議</p>

<今後の取り組み>

自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者や障がい児への支援体制の整備を図るため関係機関等で構成。佐野市における障がい者や障がい児への支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関の連携を推進し、佐野市の実情に応じた体制の整備について協議する。 ・体制整備：関係機関が自分の役割を認識するとともに、連携体制の強化を図る。 ・普及啓発：地域生活支援拠点や相談支援、福祉サービスについて、啓発活動を行い、一般市民にも理解が広がる。さらに、理解者や支援者を増やし、地域で安心して暮らすための支援につなげる。 ・平成28年度も専門部会において、地域生活支援拠点等について、検討をおこなっていく。
----------------	---

②社会福祉法人とちのみ会準備委員会

6つの機能の具体的な取り組み内容や法人内の事業所名、整備の年度、面的整備の課題について検討し、まとめました。

具体的な協議については、とちのみ会の準備室で行い、佐野市自立支援協議会との課題の共有、連携をし、事業の運用、充実を図ることとしています。

①相談

●障がい児者とその家族からの相談・親元からの自立等にあたっての相談・地域での暮らしの相談を行う。
 フロム浅沼開設に合わせ、障がい者相談支援センターみどり、相談支援室わかばを移転し、相談機能を集約し、相談から支援までを一貫しておこなう体制づくりをおこなう。

機能	具体的な取り組み	H28	H29～	拠点整備	面的整備・課題
・24時間 365日相談できる	24時間365日電話相談機能がある。 ※H28～段階的に電話相談を開始し、明らかになった問題を共有する仕組みをつくる	○ とちのみ学園	○ フロム浅沼	・日・祝祭日の日中→日勤者 ・夜間→夜勤者(短期入所)	・受け皿となる地域の協力事業所の整備 ・ワンストップ機能の整備
・地域移行、 地域定着支援	24時間365日相談内容に応じて自宅を訪問してくれるなど緊急時の相談機能がある。	○ とちのみ学園	○ フロム浅沼	・フロム浅沼の短期入所夜勤者が電話対応する ・夜間はみどりの職員が交代で携帯を所持する。	・協力事業所、機関の整備
	単身等で生活する障がい者に地域定着支援を実施する。	○ みどり	○ フロム浅沼 内みどり		
	支援機関に相談がつながるように、理解啓発を積極的に行う。	○ 開設準備室	○ フロム浅沼	定期的な勉強会の企画運営	
	指定特定相談支援事業所の支援を「佐野市」、「相談支援事業所さの」と行う。 ※相談支援事業所さの(福)ブローニュの森 みどりとともに佐野市から委託を受ける一般相談事業所	○ みどり	○ フロム浅沼 内みどり		
	事業所の空き情報の共有化、HPの管理、更新 ※スタートは緊急時に空き情報を共有できる協力機関・事業所づくり	△ 資料整備	○ フロム浅沼	・自立支援協議会専門部会で作成したものを使用する。 ・HP、空き情報の定期更新	・協力機関、事業所を奪り、社会資源マップを作成し、「見える化」する。 ・事業所の空き情報提供 ・特徴を一覧にした「情報シート」作成 ・拠点受付用の共通フェイスシートの作成 ・病院のベット空き情報
	福祉「なんでも相談会」	○ カフェ どんぐり	○ フロム浅沼 カフェ	どんぐりに加えてフロム浅沼内に開設するカフェでもおこなう。	

②緊急時の対応

- 緊急時にかける24時間対応の電話を設置し対応できる
- 災害時にも対応できる

機能	具体的な取り組み	H28	H29～	拠点整備	面的整備・課題
<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時にかける24時間対応の電話を設置し対応できる。 ・災害時にも対応ができる。 	短期入所、日中一時支援において、病気や冠婚葬祭などで家族が介護できない状況になった場合の受け入れをおこなう。	○ ・とちのみ学園 ・和泉・こなかの森は日中一時のみ	○ 左に加えて フロム浅沼 どんぐり	H28～わかば H29～みどりがリスクのあるご家族をリスト化する。	・家族のキーパーソンを決める(医療行為等への同意ができる立場の方) ・緊急の連絡先として、2名ほどの電話番号を確認しておく。
	緊急時24時間365日相談できる。	○ とちのみ学園	○ フロム浅沼	日中：みどり 休日夜間：夜勤者	
	24時間365日相談内容に応じて、訪問してくれるなど緊急派遣機能がある。	○ とちのみ学園	○ フロム浅沼内 みどり	夜間はみどりの職員が交代で携帯を所持する。	ワンストップ機能の整備
	セーフティネット拠点事業で、日中や夜間における緊急一時保護をおこなう。	○	○ 左にフロム浅沼を加える	H29～フロム浅沼でおこなう。	
	緊急対応したケースは、ケース会議をおこない、再発予防に努める。	○ みどり 法人施設	○ 左に加えて フロム浅沼		
	緊急時や必要時、居宅介護、行動支援の利用ができる。	○ ホームヘルプ	○ ホームヘルプ	・H29～フロム浅沼にもホームヘルプ常駐 ・必要時は「わかば」が計画に基づいて把握する	
災害時は、拠点施設だけでなく、法人施設を避難所として、障害特性への対応をおこなう。	○ 法人施設	○ 左に加えて フロム浅沼	・屋内で食料、毛布の提供をし、駐車場、事業所の車を集団や音に過敏のある児者に開放する。 ・法人内の相談員、心理士の巡回相談の提供	・緊急時に備え名簿作成 ・服薬内容、処方、備蓄(連携医院) ・市が指定する避難所の障がい児者の情報の共有 ※市の災害計画と連携する。	

③体験

- 地域移行や親元からの自立に当たって、グループホーム等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会や場を提供する機能

機能	具体的な取り組み	H28	H29～	拠点整備	面的整備
<ul style="list-style-type: none"> ・自宅での生活継続、ひとり暮らしや、グループホーム入居に向けて、短期入所やグループホームで体験できる。 	グループホームの体験入居を利用して福祉サービスの利用を体験する機会や場がある。	11ヶ所 (80室) ○ とちのみ会	12ヶ所 (90室) ○ とちのみ会	・空室を確認し、利用につなげる。 ・定期的な空室情報の提供、更新 ・サテライト型住居 契約アパート3室 (H28現在) ・グループホーム H29～フロム浅沼10室増	・定期的な空室情報の提供、更新 ・地域のグループホーム数、定員把握 ※愛光園 9ヶ所(114室) ※ブローニュの森 3ヶ所(29室) ・日中活動の場の連携
	短期入所を利用して、福祉サービスの利用を体験する機会や場がある。	6室 ○ とちのみ学園	12室 ○ 左を加えて フロム浅沼	・H29～フロム浅沼 6室増	
	段階的、継続的な体験機会の保障と体験利用がうまくいかない場合でも継続した相談機会があり、体験利用の機会をよめる。	○ みどり わかば	○ フロム浅沼内 みどり・わかば	・将来に備え、体験利用を検討している家族を支える ・日中一時支援を利用する児童期との連携 ・慣れ親しんだ職員が体験に付き添う	・対象児者の把握

④専門性(人材育成)

●医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢になった障がい者への対応について専門的な対応をおこなうことができる体制の確保やそのような支援をおこなうことができる専門的な人材の養成を行う機能

機能	具体的な取り組み	H28	H29～	拠点整備	面的整備・課題
・人材の確保、養成、連携ができています。	国、県が行う研修会に積極的に参加し、地域の支援者に還元できる機会がある。	○ とちのみ会	○ 左に加えて フロム浅沼	・H28～法人の自主勉強会や事業所OJTと連携して伝達する。 ・H29～勉強会への連携事業所の参加 ・他機関、事業所勉強会情報の集約 ・連携事業所の勉強会への参加(OFF-JT制度と連携)	・勉強会、研修会情報の提供
	相談事例の検討を行う中で、必要な研修会を計画、実施する。	○ みどり	○ フロム浅沼内 みどり		
	強度行動障害への支援ができる体制が整っている。	○ とちのみ会	○ とちのみ会	・強度行動障害の支援に関する臨床家(入所施設職員) ・県研修修了者の助言、実地指導	・地域の人材の発掘、登録 ・心理士の家庭訪問、相談、コンサルテーション、派遣
	医療的ケアが必要な方への支援ができる体制が整っている。	○ こなかの森 和泉 とちのみ学園	○ 左に加えて フロム浅沼	・営業日の看護師勤務時のみ対応	・医療的ケアは、土日祝祭日の日中、夜間の対応が課題
	一事業所が単独で人材確保をおこなうことは限界があるため、市や地域が一体化した人材確保の体制づくり	○ とちのみ学園 こなかの森 和泉	○ 左に加えて フロム浅沼	・ボランティア受け入れ ・小中学校の授業、福祉体験、研修など福祉交流の推進 ・保育所等訪問支援による連携	・市や地域で、大学等と連携して、人材確保のための啓発(ガイダンス、授業)や募集をおこなう
	人材の疲弊やバーンアウトを予防するための健康増進の機会		○ フロム浅沼	・定期的な人事異動の仕組みづくり ・福利厚生充実(レクリエーションのスーパービジョンの企画) ・職員のメンタルフォロー(レクリエーション・スーパービジョンの企画)	・ストレスマネジメント研修を年1回おこなう
	高齢障がい者の対応	○ とちのみ学園 山形・吉水 ゆずりは	○ とちのみ学園 山形・吉水 ゆずりは	・とちのみ会のサポート	・高齢者施設と障がい者支援施設の連携 ・勉強会共有 ・精神、医療との連携

⑤地域の体制づくり

●コーディネーターの配置等により地域の障がい児者の様々なニーズに対応できるサービス提供やそれらを提供できる地域の体制整備等を行う機能

機能	具体的な取り組み	H28	H29～	拠点整備	面的整備
・サービスの拠点のコーディネーターの配置ができています。 ※協力事業所を募る	拠点にコーディネーターが配置されている。 ※H29～フロム浅沼コーディネーターとみどりでおこなう。	○ みどり	○ フロム浅沼	・コーディネーターの配置 ・H29～フロム浅沼内のショップ、法人施設のある町内で体験的に買い物練習ができる商店の協力を募る。	
	・佐野市自立支援協議会への参加 ・地域ケア会議への参加 ・緊急対応したケースは、ケース会議をおこない、再発予防に努める。	○ みどり	○ フロム浅沼 内みどり		
	地域生活支援拠点での相談事例をまとめ、活動報告を毎年行う	○ みどり	○ フロム浅沼	・コーディネーターの配置	・報告用シートは佐野市自立支援協議会専門部会で整備
	強度行動障害への支援ができる体制が整っている。	○ とちのみ学園	○ とちのみ学園	※専門的な人材の育成・確保の欄と同じ	※専門的な人材の育成・確保の欄と同じ
	医療的ケアが必要な方への支援ができる体制が整っている。	○ こなかの森 和泉	○ こなかの森 和泉	※専門的な人材の育成・確保の欄と同じ	※専門的な人材の育成・確保の欄と同じ
	地域の見守り機能の強化 ※不安や心配など地域住民アンケート(H28.2.28 研修会で実施)	○ アンケート まとめ	○ とちのみ会	・パン工房による在宅障がい者宅定期パン配達 ・計画作成者の家庭訪問時は、本人の承諾を得て近所のキーマンに、サービスの内容、見守り方、連絡先を伝える。	・町会、公民館・小学校単位の研修会 ・障がい児者が利用しやすいお店が増える ・商店、企業、団体と連携
	社会生活力を醸成する。	○ どんぐり	○ 左に加えて フロム浅沼 内カフェ・ ペーカリー	・法人施設のある町内で体験的に買い物練習ができる商店の協力を募る。 ・障がい児者への接し方、関わり方、見守り方を伝える。 ・フロム浅沼内のペーカリー、カフェで、買い物体験、練習ができる。	・障がい児者が利用しやすいお店が増える ・商店、企業、団体と連携
	共生社会づくり	○ とちのみ会	○ 左に加えて フロム浅沼	・学校の授業、福祉体験、研修など福祉交流の推進	・社会的障壁の除去、合理的配慮、障がいを理由とした差別の禁止の啓発

⑥ 予防支援

●地域生活支援拠点の体制整備にあたり、国が示す5つの機能のほか、早期から地域が連携し継続した支援を行い、成人期につなげる機能

機能	具体的な取り組み	H28	H29～	拠点整備	面的整備・課題
・早期から地域が連携し継続した支援を行い、成人期につなげる	<p>●予防:二次障がい予防の支援体制が整っている。</p> <p>障がいのある子どもと大人、ご家族の「行動障がい」や「精神疾患」等の二次的な障がいの発現を予防し、必要なときに日中一時支援事業やグループホームの体験利用、短期入所等のサービスにつなげることができる。</p> <p>また、身近な支援者による相談を受けながら、家族が健康で地域の中で見通しをもった生活を送ることができる。</p>	○ とものみ会 (障害児通所 事業所を 中心として)	○ 左に加えて フロム復帰	<p>・早期発見、早期療育 未就園児は障害児通所の専門職員を市に派遣する。早期発見教材の開発や提供をおこなう。</p> <p>・家族支援 障害児通所において保護者相談をおこなう子育ての成功体験を支援する。 ご家族の子育て不安への対応、ストレスマネジメント、具体的ななかかわり方の支援提供を充実</p> <p>・地域の支援 保育所等訪問支援により幼保小に訪問して子どもの支援を共有する。 地域生活を支え、次のライフステージにつなげる(幼児期から就園先と支援を共有し、学齢期につなげ、見守る支援)</p> <p>・SSTの継続的な提供 フロム浅沼での仕事体験、店舗の買い物体験、交通機関利用、地域商店との連携</p> <p>・移行期の支援(幼保→小・高→就職) 計画的な日中一時支援、短期入所を利用した入所、通所施設の適応・児童職員、家族が付き添いつなく</p>	<p>・関係行政、医療機関との情報共有、連携(かかりつけ医をもつ、リスクのある家族の共有化等)</p> <p>・支援者の育成、支援(強度行動障がいの具体的な支援知識、予防、技術の習得)</p>
	<p>●日常の対応 緊急対応したケースは、ケース会議を行い、再発予防に努める。</p>	○ みどり	○ フロム復帰 みどり	<p>・緊急は日中一時支援、短期入所 セーフティネット事業、ホームヘルプ(住宅介護、行動支援)で対応</p> <p>・ケース会議をおこない再発予防</p> <p>・予防支援のできる人材育成</p>	<p>・二次障がい予防と連携</p> <p>・地域との連携</p>

○関係者等への研修・説明会の実施

- ・障がい福祉課と委託先で、内容等について検討。

⇒専門部会、準備委員会で検討した内容を知ってもらいたい・伝えたいとの思いから、関係者ととも、一般市民向けに講演会、関係者向けに、講演会とシンポジウムを実施しました。

<実施> 平成28年2月28日(日)

<内容・実績>

時間	対象	内 容	参加者 人 数
午前	一般市民向け	「障がいのある子どもと大人が住み慣れた地域でく らしていくための6つの機能と支援」 委託法人準備委員会委員による講演	143人
午後	関係者向け	○「フロム浅沼を拠点とした体制整備と関係機関、事 業所が連携してつくる面的整備」 委託法人統括施設長による講演 ○シンポジウム 「相談機能と地域の体制強化と充実」 ・シンポジスト 市内精神科病院医師、市内小児科医師、市内社会福 祉法人施設長、委託法人統括施設長、佐野市障がい福 祉課長	258人

7. 事業実施の結果及び今後の課題・方針

モデル事業を通じて、短期間でしたが、地域生活支援拠点等の整備手法、機能のあり方について福祉サービスを中心に、方向性を示すことができました。必要な時に地域が必要とするサービスを横断的に提供できるようにするためには、今回の内容では、充分ではないため、福祉の枠組みだけでない支援体制を目指して、今後も検討していく必要があると考えます。

*自立支援協議会専門部会で継続した検討を実施

- ①市の実情に応じた体制の整備についての協議
- ②関係機関の役割認識・連携体制強化
- ③課題に対する情報共有化
- ④地域生活支援拠点等についての理解啓発

*スムーズに進めるために

- ・地域資源の連携・理解と協力体制
- ・現場間の有機的な連携体制の構築